

平成28年度 会派調査研究報告書

(視察先1箇所につき1枚)

会 派 名	日本共産党	
事 業 名	先進地視察 「太陽光発電施設の適正導入ガイドラインについて」	
事 業 区 分	①研究研修	②調 査

1 上田市での課題と研修・調査の目的

全国では太陽光発電施設建設を事業化するに当たって、きちんとしたルールや規制を整備しないまま利益追求を優先した乱開発が起き、環境保全や住民の健康・安全にかかわる問題を引き起こしています。現在、上田市内では、生田（飯沼自治会）地区、城下地区、長瀬地区における大規模な太陽光発電施設計画には、防災、安全、景観の点から関係住民がそろって断固反対を表明して運動を展開しています。関係三団体が共同で7月27日に上田市長へ要望書を提出し、10月には回答を受けています。今後の上田市政にとって参考になるものとして、山梨県が進めている太陽光発電施策に関して視察研修するものです。

2 実施概要

実施日時	視察先	山梨県
平成28年11月16日 13:30~15:00	担当部局	エネルギー局

報
告
内
容

1 山梨県の概要及び特徴

○総人口 835,165人（平成27年10月1日） 構成市町村27（13市8町6村）

○山梨県は、日本列島のほぼ中央に位置し、東京都、神奈川県、静岡県、長野県、埼玉県に囲まれた海のない内陸県です。面積は、日本の総面積の約100分1にあたり、県土の約78%を森林が占めています。

○日照時間（年間）比較年数26年 2335時間、全国3位となっており、太陽光発電施設建設に向けた気候となっている。

2 視察事項について

（調査項目）

「大規模太陽光発電施設への規制」について



（写真は、山梨県庁県議会議事堂）

視察研究項目

山梨県が策定した「太陽光発電施設の適正導入ガイドライン」について

1 太陽光発電設備の現況

○10kw以上（業務用）の稼働状況

平成25年3月時点で2,364件、発電量は0.6万kwが、平成28年7月では25,968件で35.3万kwと件数で約11倍、発電量では約60倍となっている。その理由は、

- ①豊富な日照量「山梨県は全国でも屈指の年間日照時間（平成26年度は全国3位）」
- ②固定価格買取制度（FIT）による高い売電価格「平成24年度は42円/kwh 20年間は買取価格が保障される」
- ③首都圏に隣接し、比較的地価が高い。などがあげられる。

○内訳をみると

稼働件数は、7,798件、未稼働件数は18,170件であり、約70%となっている。

市町村別では、県内27市町村のうち、早川町以外の26市町村で太陽光発電設備が稼働もしくは計画がある。

報
告
内
容

2 「ガイドライン」の概要

○ポイント① 計画時

- (1) 計画段階での適正な立地場所の選定
- (2) 防災、景観、環境等の観点から
- (3) 立地が望ましくない「立地を避けるべきエリア」
- (4) 多くの課題がある「慎重な検討を要するエリア」を明示

○ポイント② 施工時

- (1) 適正な設備にするために遵守すべき事項
防災面など4項目
- (2) 市町村・住民との合意形成、地域に根ざした運用
 - ・市町村への事前確認、相談
 - ・住民との合意形成

○ポイント③ 稼働後

安全かつ安定した施設を長期間維持するための管理

- (1) 維持管理
- (2) 撤去・廃棄

3 「ガイドライン」を策定したきっかけは。

- ・ 太陽光発電施設の急速な普及に伴って問題点が顕在化している。
- ・ 急な斜面への設置による土砂崩れの危険性がある事例（人家の裏山を伐採して、単管パイプで設置。排水施設がなく、土砂流出が懸念される。）
- ・ 観光地からの景観に影響を及ぼす事例（重要文化財に指定されている寺院の裏山に設置

報 告 内 容	<p>された太陽光発電施設)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 50kw 以下の売電の場合、電子申請（ネットによる申請）でよいので、太陽光発電施設を分割してそれぞれの案件ごとに電柱を設置している事例 ・ 道路の両脇に、太陽光発電施設を設置したことにより、通行車両が圧迫感を感じる事例 ・ 湧水の近接地への設置計画により、住民らから湧水、暗渠への悪影響が懸念されると反対運動が起こされた事例など、環境・景観への影響や周辺住民とのトラブル、訴訟に発展する例もあります。 <p>★ 平成27年5月で25.6万kw稼働しているが、すでに認定を受けている太陽光設備は、約134.6万kwとなっていることから、今後大量に太陽光設備が導入される見込みであり、さらに問題が生じることが懸念される。しかし、指導するにも何も根拠がない状況であり、何らかの指標が必要との結論になった。</p> <p>4 「ガイドライン」を策定するにあたり、市町村との連携は。 このガイドラインは、市町村と協力して策定した。 当初の予定を4か月ほど繰り上げて、平成27年11月策定した。</p> <p>5 「ガイドライン」は効果をあげているか。 ガイドラインの策定後は、このガイドラインにより具体的な指導を行っている。 具体例として</p> <p>(1) 急傾斜地での事業にたいして、市町村と連携して事業者を指導。業者は、法面の保護や排水路、浸透柵の設置がされた。</p> <p>(2) 住民から反対運動が起こされた例では、事業者によって大幅な計画の見直し案が提示された。</p> <p>6 「ガイドライン」を条例にする考えはどうか。 県議会からも条例制定の要望がされている。しかし、条例制定はせず、ガイドラインによって対応していきたいと思っている。それは、太陽光発電設備に絞ったの条例化は難しい。保護領域の特定がしにくい。例えば、ビニールハウスとの違いなど・・・ ガイドラインは、既設設備などへの適用などフレキシブルに対応できる利点もある。</p> <p>7 再生可能エネルギー活用事業を、どのように進めているか。 やまなしエネルギービジョン（平成28年3月）により、2030年度を目標年度として、県が目指す将来のエネルギー需要のあるべき姿、施設の方向性、目標等を示している。 具体的には、エネルギーの需要見通しを2012年度比で2030年度は20.7%減、102億kwhとした。電力供給量は、2014年度比で36.2%増、119.7kwhとした。 この中で、コージェネレーション導入量は、設備容量 8.5万kw（2014年度2.8万kw） 家庭用燃料電池の普及台数 34,000台（2014年度 439台） 最先端の高効率発電システム等の誘致 2箇所（2014年度 0箇所）</p>
------------------	---

県内小水力発電所は、37ヶ所、10032.9kwであり、歴史は古く明治時代から始まっている。今後の目標として、「やなまし小水力ファスト10」により、県企業局により導入を促進している。

県有施設への太陽光発電設備については、高校など34箇所において、655kwの規模となっている。

8 再生可能エネルギーの普及を促進する上での課題をどのように考えているか。

(1) 太陽光発電 (10kw未満) 家庭用

既設住宅への設置コストやメンテナンス体制の設備など。

(2) 太陽光発電 (10kw以上) 事業用

防災、景観、環境への影響が顕在しており、観光・農業立県では、地域と調和した太陽光発電の適正な導入を図ること。

(3) 水力発電 (1,000kw以上)

開発に適した場所はほぼ完成した。新規開発が課題となっている。更新では、最新技術等による出力増強が求められる。

(4) 小水力発電 (1,000kw未満)

地域との共生を図るための市町村や地域住民の理解を得られるような支援。整備投資コスト低減。

このほか、バイオマスや太陽熱、地中熱、などのそれぞれの課題があります。

<上田市で活かせる点>

(1) ガイドライン策定の背景がよくわかりました。上田市で住民とトラブルになっている事例と酷似しています。

(2) 上田市は、来年3月までに市としてのガイドラインを策定する予定ですが、その内容に参考になるものでした。

(3) 経済産業省により、太陽光発電の固定価格買い取り制度が改定され、来年4月より実施されますが、その内容や県や市町村が取り組むべき視点が明らかになりました。

(4) 今後、地域でも上田市政でも再生可能エネルギーをどのように普及していくのか。そのための課題は何かをそれぞれの立場で考え行動していくことが必要だと思いました。

～以上、大変勉強になりました～

平成28年度 会派調査研究報告書

(視察先1箇所につき1枚)

会 派 名	日本共産党
事 業 名	先進地視察 「空き家対策について」
事 業 区 分	①研究研修 ②調 査

1 上田市での課題と研修・調査の目的

空き家問題は、全国各地で空き家への対応が地域の大きな問題となっています。今年度、上田市においては、「空家等対策推進事業」として空き家等の適切な管理を進めるために行う空き家実態現地調査や所有者特定調査を実施しています。昨年度、制定された「空家等対策の推進に関する特別法」との整合と今後の空き家に対する国における税制の動向を注視しながら、市独自の条例化等に関し調査・研究していく段階であり、先進地である妙高市の施策を参考にしたい。

2 実施概要

実施日時	視察先	新潟県妙高市
平成28年11月17日 9:00~10:30	担当部局	総務課危機管理室 植木 淳氏
報 告 内 容	<p>1 妙高市の概要及び特徴</p> <p>○人口 33,222人 面積445.63km²</p> <p>○新潟県の南西部に位置し、妙高山麓一帯は、2015年3月に全国32番目の国立公園となる「妙高戸隠連山国立公園」が誕生。湧出量豊富な温泉郷やスキー場など観光業が盛んであり、北部に広がる平野部は米作中心の田園地帯となっている。関川水系の電力、清浄な空気、豊富な水という条件から製造業も集積。2005年4月に妙高高原町、妙高村を編入合併し、市の名称を「新井市」から「妙高市」に変更した。</p>	
	<p>2 視察事項について</p> <p>研修項目（質問項目）</p> <p>妙高市「空き家対策について」</p> <p>妙高市では以下の質問項目についてお答えいただきました。</p> <p>① 「空家等対策の推進に関する特別措置法」と「妙高市空き家等の適正管理に関する条例」の関連について</p> <p>ア 条例制定のきっかけ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成18年度から空き家の実態調査をしてきた。平成18年度479件から少しずつ増え、平成28年は、600件となっている。（9月30日現在）。そのうち、80件は雪による被害でした。妙高市は、豪雪地帯であり、空き家の場合は屋根がつぶ 	

報告内容	<p>れるなど雪による被害がでる場合がある。</p> <p>イ 条例制定を行うに当たり、市民を対象とした意見聴取や説明会等について。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 専門家など11人で3回にわたり検討してきた。平成25年11月議会全員協議会、パブリックコメントを実施、翌平成26年3月議会で議決した。 <p>ウ 上位法である「空家等対策の推進に関する特別措置法」との整合性。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 先に条例を作ったので、「特別措置法」との関係では、残すものは残して整合性をとった。 <p>② 市民や自治組織等の取組みについて</p> <p>ア 所有者への働きかけ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 勧告をして、是正しない場合、税の軽減解除の手順だが、土地と建物の所有者が違う場合はむづかしい。 <p>イ 空き家の実態調査は、自治会等へ依頼は。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成18年10月から自治会長を通じて空き家の実態調査を毎年1回実施している。 <p>ウ 空き家条例の周知方法や期間はどうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3月議会で議決したが、施行は7月とした。この間、広報（お知らせ版）、テレビチャンネルなどを通して、周知した。 <p>③ 空き家を増やさないため、住宅リフォーム補助事業を実施されているか。</p> <p>「住まいのリフォーム促進事業」として、平成22年度創設した。その後、継続して実施しており、平成28年度は、補助金額4千万円。対象工事費4億4,691万9千円、件数443件、事業効果は11.21倍</p> <p>④ 定住、移住、空き家の利活用の状況はどうか。</p> <p>住宅取得等支援事業は、平成26年度創設した。</p> <p>○中古住宅取得</p> <p>転入者は最大70万円。市民（40歳未満）最大50万円の補助金</p> <p>○増・改築、リフォーム</p> <p>転入者 最大50万円</p> <p>市民（40歳未満）30万円</p> <p>※中古住宅取得+増改築リフォーム併用可能。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成28年度実績 <p>中古住宅取得8世帯（転入者4、市民4）補助金 320万8千円</p> <p>増・改築、リフォーム（転入者1、市民3）補助金 170万円</p> <p>ア 定住・移住の取り組みはどうか</p> <p>平成21年度～28年度の実績は、23組48人</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成21年度1組1人、22年度3組7人、 平成23年度1組1人、24年度4組9人、 平成25年度2組4人、26年度4組9人、 平成27年度5組12人、28年度3組5人（10月末日まで）
------	--

報 告 内 容	<p>イ 空き家や空き地の活用事例はあるかどうか。</p> <p>ウ 上田市では、業界団体との連携を始めているが、その状況はどうか。</p> <p>⑤ 「特定空家」の行政代執行、略式代執行の実施状況はどうか。</p> <p>妙高市は空家対策特別措置法と市条例に基づき、同市燕温泉の廃業した旅館を行政代執行で取り壊した。倒壊の恐れがあり、温泉街の景観を損ねていることなどが理由。</p> <p>2015年5月施行の特措法に基づく取り壊しは新潟県内初となる見通しで、旅館経営者が破産して建物の持ち主がいなかったため、費用の約4,880万円は市と国が負担した。</p> <p>取り壊される旅館は鉄筋コンクリート4階建て、延べ床面積約1,080平方メートル。10年に廃業し、経営者は破産。敷地は国有地となっている。妙高市には現在、この旅館を含めて65軒の特定空家がある。</p> <p>略式代執行を判断した理由は、</p> <p>この旅館は</p> <p>(1) 建物の老朽化が著しく、半壊状態による周辺への影響。(降積雪により倒壊の恐れ)</p> <p>(2) 法人が破産し、法人登記の閉鎖により措置を命ぜられるべき者を確知できない。 (地元対応の限界)</p> <p>(3) 抵当権が抹消されている。</p> <p>(4) 土地が国有地である。(税金投入後に地価が上昇しても利益を得る者がいない)</p> <p>以上の点を、総合的に判断して行政代執行による取り壊しを決めたとのこと。</p> <p>⑥ 特別措置法第7条に定める「協議会」の活動状況はどうか。</p> <p>設置していない。市条例に基づいた「協議会」を実施している。「特別法」との違いは、市長が入るかどうかの点。特定空き家認定調査会を独自につくっている。</p> <p>⑦ 今後の課題をどのように捉えているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 所有者の特定が難しい。 ・ 認定空き家の基準を他市町村毎にするが、県の役割も大事になってくる。 ・ 本来は所有者が行うべき事業だが、行政が代わりに行うことにより、モラルハザードが起きることが一番恐れている。
------------------	---

<上田市政に活かせること、感想など>

- ・ 妙高市は、豪雪地域であり冬期間に空き家にしておくと、雪下ろしができず、何回かの冬を過ぎると屋根が壊れてしまいます。上田市では、妙高市とは気候の違いがありますが、市が自治会を通して空き家の実態調査をした結果、2,303戸が空き家と思われるとされています。(上田地域1,525戸、丸子地域489戸、真田地域200戸、武石地域89戸
／平成28年3月末時点・224自治会)
- ・ 市議会主催の議会報告会では、主に自治会長から「空き家」対策についての要望が出されており、市においてなんらかの対策をとることが重要課題となっています。
- ・ 適切な管理が行われていない空き家が安全、防災、衛生、景観の面から地域住民の生活環境に悪影響を及ぼしています。「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づいて、市として新たな対策を検討中ですが、今回の視察研修を踏まえて様々な提言をしていきたいと思います。

* 視察先の写真等がある場合は添付のこと

平成28年度 会派調査研究報告書

(視察先1箇所につき1枚)

会 派 名	日本共産党	
事 業 名	先進地視察	「議会改革の取り組みについて」 「広報広聴委員会の活動について」
事 業 区 分	①研究研修	②調 査

1 上田市での課題と研修・調査の目的

全国的に議会改革は、今後も求められる課題です。市民から議会は必要だと思ってもらえるような改革を進めるヒントを得るために、議会基本条例の制定やICT推進を行っている柏崎市議会の取り組みを視察研修しました。

2 実施概要

	実施日時	視察先	新潟県柏崎市
	平成28年11月17日 13:30~15:30	担当部局	柏崎市議会 副議長 議会改革に関する特別委員会 委員長 眞貝 維義氏 広報広聴特別委員会 委員長 若井 恵子氏
報 告 内 容	<p>1 柏崎市の概要及び特徴</p> <p>○人口 86,868人 面積442.03㎡</p> <p>○新潟県内では6番目の人口を擁する。刈羽地区、柏崎地域広域圏の中心地で、国・県の出先機関も数多く置かれている。また、観光資源も豊富で、市域の一部は佐渡弥彦米山国立公園に指定されている。新潟県の海岸沿いのほぼ真中に位置し、米山・黒姫・八石の刈羽三山に囲まれた刈羽平野に位置する。中心市街地は砂丘上に発展した。稲作が盛んであるため、市街地から離れると田園が広がっている。</p> <p>2 視察事項について</p> <p>研修項目（質問項目）</p> <p>柏崎市では以下の質問項目についてお答えいただきました。</p> <p>① 議会改革特別委員会はどのような活動を行っていたか</p> <p>② 柏崎市議会基本条例について</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 制定経過はどうか</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 条例の概要はどうか</p> <p style="margin-left: 20px;">ウ 市のオリジナルとなるものは反映しているか</p> <p style="margin-left: 20px;">エ 自治基本条例との関係はどうか</p>		

報 告 内 容	<p>③ 市民アンケート（平成26年2月実施）について</p> <p>ア 結果と概要はどうであったか</p> <p>イ アンケート結果を議会改革に活かした点はあるか</p> <p>④ ペーパーレスの一環で行っているタブレット端末導入事業の内容はどうか</p> <p>⑤ 予算の審議方法はどうか</p> <p>⑥ 決算特別委員会の構成や審議方法はどうか</p> <p>⑦ 議会改革を進めるうえでの課題は何か</p> <p>⑧ 広報広聴委員会について</p> <p>ア 主な業務は何か</p> <p>イ 議会報告会の開催状況はどうか</p> <p>ウ 「議会だより」の編集方法や発行状況はどうか</p> <p>◎まとめ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 議会基本条例制定までの経過は、正副議長を除く、全議員（24名）が参加した特別委員会を立ち上げ、テーマごと3部会に分けて議論を行い、全体をコントロールする。企画部会を設置（各部会の部会長、特別委員会の正副委員長、各会派代表）し、合意したものは実施していき（改革先行型と呼んでいた。）、最終的に議会基本条例に入れ込んで、議会基本条例をつくりあげていった。 ・ 柏崎市議会基本条例は、平成27年6月12日開催の「議会改革に関する特別委員会」で全議員の賛同・承認を得て、6月20日の本会議において全会一致で可決、成立しました。 ・ 平成15年3月に制定された柏崎市「市民参加のまちづくり条例案」には議会に関することが盛り込まれていなかったが、議会から「議会の責務」を盛り込んで可決した。この条項にそった改革を行い、議会改革の最終的な決定として議会基本条例を定めようという方針を進めた。柏崎市「市民参加のまちづくり条例」にある議会の役割・機能を明確にするための条例として作り、「まちづくり条例」と合致するようにしている。 ・ 柏崎市議会は、平成25年5月1日から通年会期にしている。 <ul style="list-style-type: none"> 4章で通年会期について定めている。 6章では緊急性のあるものについては文書質問できるように定めている。 7章で議員間討議について定めている。 8章で議会の災害時対応を定めている（対応マニュアル、行動マニュアル、本部設置要綱、支援本部体制） 11章で条例の検証・見直しを定め、議運で2年に一回の検証・見直しを行う事としている。 今月末までに初めての検証・見直しを行っている。これらが特徴的なところですよ。 ・ 決算特別委員会を設置し、決算審査を行ってきたが、会派代表などからメンバーを選んでいた。昨年度から、決算特別委員会は正副議長、監査を除く全員が常任委員会を分科会として決算特別委員会を行うようにした。今年度からは試行的に事業評価も始めた。こ
------------------	---

報
告
内
容

れは、市が行っている事業評価、行政改革推進委員会が行っている事業評価と同じフォーマットを使って議会として取り組んだ。予算・決算のPDCAをまわし、政策提言できるように取り組んでいる。

- ・ タブレット端末の活用については、効率的な議会運営やペーパーレス化、議会内の情報の共有化・情報伝達の迅速化などの期待される効果があり、議会改革の一環として導入した。リース費・通信費は全額政務活動費で行っている。今年5月からの導入のためペーパーレス化による経費削減効果などはまだわからない。執行部側はタブレット使用していないので委員会等ではタブレットとペーパーと両方使っている状況。利便性としては文書管理機能があるので自分で資料整理しなくてすむ。自分の所属していない委員会の情報も共有できるなどの利点がある。
- ・ 広報広聴委員会は、年4回の議会だよりの編集・発行、議会報告会の企画・報告を主なリース費・通信費は全額政務活動費で行っている。今年5月からの導入のためペーパーレス化による経費削減効果などはまだわからない。執行部側はタブレット使用していないので委員会等ではタブレットとペーパーと両方使っている状況。利便性として議会だよりは従前通りの内容になっていて、大きく変更はできていない状況。
- ・ 一般質問の記事は議員が原稿を書き、答弁については答弁書が間に合わないので事務局が書いている。
- ・ マニフェストで優秀賞をとったあきる野市の議会だよりを参考に検討を始めている。議会報告会については、昨年から12の中学校区で4チームの班体制で行うようにするようになった。地域によって参加者が多いところ・少ないところとバラつきがあることが課題。
- ・ 上田市議会でも取り組んでいる課題や上田市議会ではまだ検討段階にあるICT推進の取り組みなど、大変勉強になりました。議会改革をさらに進める参考にしたいと思います。



○窓からは、日本海が見える会議室で説明を受けました。



○タブレットを手に説明してくれました。

* 視察先の写真等がある場合は添付のこと

平成28年度 会派調査研究報告書

(視察先1箇所につき1枚)

会 派 名	日本共産党
事 業 名	先進地視察 「高度な福祉の水準の更なる充実」
事 業 区 分	①研究研修 ②調 査

1 上田市での課題と研修・調査の目的

少子化の進行はもとより、地域社会の機能や世帯構造が大きく変化する中であって、高齢者福祉のあり方が大きな課題となっています。加茂市が平成7年より「福祉のまち日本一」を掲げていて、時代背景に合わせ、更に水準を高める努力をしていることから視察先に選んだ。

2 実施概要

実施日時	視察先	新潟県加茂市
平成28年11月18日 10:00~12:00	担当部局	福祉課長兼福祉事務所長

報
告
内
容

1 加茂市の概要及び特徴

- 人口 28,518人 帯数 10,290世帯 高齢化率 33.4%
- 加茂市は新潟県のほぼ中央に位置し、古くから北越の小京都とうたわれています。市街地には加茂川が流れ、ユキツバキが咲く加茂山公園があります。このまちで、真の民主的市政、市民のひとり一人を大切に、幸せにする市政を推進していきたい。

(小池清彦加茂市長)



(写真は、加茂市役所)

2 視察事項について

研修項目(質問項目)

加茂市 「福祉を充実している自治体」について

- ① 日本のトップクラスの水準に達した高い福祉施策の原動力は何か。
- ② 高度な福祉の水準の主な事業内容はどうか。
- ③ 高いレベルの福祉施策を推進するうえで、これまで財源はどう確保したのか。
- ④ 少子高齢化がどこでも進んでいるが、今後は高い水準の福祉施策は維持できる見通しはどうか。
- ⑤ 自主財源確保のための産業振興政策などはどうか。
- ⑥ 御市のホームページには、いきなり県知事とのやりとりが掲載されているが、市長の意向なのかどうか。

○まとめ

<市長の政治姿勢>

- ・ 平成7年現在の市長が誕生、マニフェストのトップが「福祉施策を充実させる」で特に高齢者福祉施策に力を入れてきた。
- ・ 市民と市長の懇談会「よもやま話」が開かれるときは、庁内の課長は待機(夜から夜中にかけて)市長が「良いことだ」と判断すればすぐやることを指示する。

<高齢者福祉>

- ・ 介護保険制度ができる前から高齢者の福祉施策を展開してきた「平成7年ヘルパー派遣手数料無料、平成9年訪問介護利用料無料。介護保険制度が始まった以降でも平成19年訪問リハビリも無料で、在宅介護の3本柱といわれる制度は現在でも事実上無料」です。国から指摘はされているが、介護保険制度以前からの独自施策なのでという理由で現在も続けている「市の一般会計で負担」。
- ・ 特別養護老人ホーム等における施設介護の待機者ゼロの状態を堅持するためには、場合によりショートステイに長期の滞在もありうるので、介護保険からは1か月当たり要支援で最大8日～要介護5で最大30日までのお金が出ることになっているので、残りの分は市の一般会計からお金を出す。

<社会福祉協議会>

- ・ 「助け合い資金」の貸し付を「困っている人が借りるもので、保証人のいない人が圧倒的」という理由で保証人無しで上限10万円。市は、その原資に対して補助をしている。市営住宅の保証人も、上記の理由で絶対条件ではない。

<財 源>

- ・ 道路などのハード事業を減らしている。もう一つは人件費を抑えている。平成13年に

330人、平成28年に230人と減らしている。そして、補助金や交付金を最大限有効に活用している。

<人口減の中で今後の財源確保の見通し>

- ・ 市長の政治姿勢で「住民サービスを守る」と明言している。
- ・ 医療費助成には多く制度を設けており、「妊産婦医療」「ひとり親家庭等医療」「重度心身障害者医療」「老人医療」「精神障害者入院医療」「特定不妊治療」など多岐にわたっていました。
- ・ 「日本一の福祉のまちを目指す」というスローガンのもと、全国に先駆けて福祉について、「市民負担の軽減」を中心に据えて、「福祉サービスをやるためにはどうすればいいか」という視点から入るという考え方は参考になりました。ただ、市長の政治姿勢や執行権によるところが多く、人口規模の違う本市で実現可能にするには相当に調査検討をしないと難しい。

感想(まとめ)・市政に活かせること

* 視察先の写真等がある場合は添付のこと